

神奈川県三浦郡葉山町森戸海岸 使用厳守事項

- 1条** 海岸は公共の場であり、あくまでヨットレースに臨むためのみに使用する。
- 2条** 使用期間に関しては、大会に最低限必要な日程に制限する。
- 3条** 海岸へのヨットならびにそれに関連するものの搬入に際しては、他の交通機関及び通行人にご迷惑を掛けない様十分注意し、出来る限り速やかに安全に行う。
- 4条** 葉山町在住の方々、観光客など一般の方の海岸の利用を妨げない。
- 5条** ヨットならびにそれに関連するものは、出来る限り波打ち際から遠ざけて整理整頓して置き、制限された数以上のヨットを浜に置くことを禁止する。
- 6条** 海岸から森戸神社に通ずる道路、海岸出入口、保養所付近は、緊急の通路ともなっているのでヨット並びにそれに関連するものを置くことを禁止する。
- 7条** 出艇時等、艇を移動する際には、周囲の安全確認を必ず行う。また、出艇後の船の船台は、海岸に放置せず、出来る限り山側に置く。
- 8条** 海岸のゴミ拾いに関しては、大会にエントリーした大学全校で、関東学生ヨット連盟が主催するレースの前日に海岸全域を清掃する。大会後のクリーン葉山清掃活動には積極的に参加する。
- 9条** 高波・暴風の恐れがある際は、普及安全局指導のもと、以下の手続きをとり、物品損害、人的被害を及ぼすことのないよう万全を期し、安全対策を徹底する。
- 1項 エントリーしている大学のヨット並びに陸置きレスキュー艇を森戸神社に避難させて頂き、ロープ径 10mm 程の太いロープで堅く固定し、二次災害を防ぐことを徹底する。
- 2項** その際、監視委員を 24 時間体制で配備する。
- 3項** 沖に係留しているレスキュー艇は、ホームポートが近い大学は、ホームポートへ、遠い大学は、葉山新港に緊急避難をし、二次災害を防ぐ。
- 10条** OB 及び当該関係者を含め、違反駐車や故意に渋滞を起こす行為を厳禁とし、海岸乗り入れは緊急時を除き厳禁とする。
- 11条** 定置網、ワカメ養殖施設などの漁業関連設備を破損しないように十分に注意するとともに、万が一損害を与えた場合には、当該者ならびに学生連盟が出来る限り早く当該所有者に連絡し、適切に処理することとする。
- 12条** 町内での行動については、学生スポーツマンとしての本分を守り、誠意ある態度で生活する。
- 1項 煙草の喫煙に関しては、町内での歩き煙草、合宿所での寝煙草、煙草のポイ捨てを堅く禁止し、灰皿は大きめのものに水を入れて使用する。
- 2項 火災予防のため、各大学で火元責任者を指定し火気管理を徹底する。ガソリンなどの危険物は、規則に従い安全に管理、使用する。
- 3項 飲酒に関しては、近隣住民に迷惑を掛けない範囲で節度を守り、公序良俗に反する行為は厳禁とする。
- 4項 ゴミに関しては、浜で出たゴミは合宿所に持ち帰り、規則通りに捨てる。
- 5項 バス利用に際しては、大きな荷物が他の利用者の邪魔にならないよう十分に留意する。
- 6項 公共物破損に際しては、防止に最善を尽くす。万が一、損害等を与えた場合、出来る限り早く当該所有者に連絡し、適切に対応する。

以上